

低年齢児の保育に対する保護者の意識 －中高生をもつ保護者に対する意識調査から－ Consciousness of Parents About Young Children's Childcare

増田まゆみ・朽尾勲・高辻千恵
(Masuda Mayumi Tochio Isao Takatsuji chie)

【要 約】

本論文は、乳児保育の制度の流れと課題について明らかにした後、中高生をもつ保護者を対象とする調査により、保護者の低年齢児からの保育に対する意識を検討し、現代の育児支援・保育の果たしうる役割や展望について明らかにしたものである。

- 1 我が国の乳児保育制度・施策が、子育てをめぐる社会状況の変化や子どもの発達についての科学的究明により、低所得者など一部の層に限定した施策から、積極的に推進する方向へと転換がなされてきた過程が明らかとなった。
- 2 保護者の保育への意識は、保護者自身の保育経験ではなく、親として保育を利用した経験が影響することが示唆され、就労と子育ての両立を価値あるものと捉え、保育を肯定的に評価する態度から、保育は一定の評価を得ている。「三歳までは母親の手で子育てを」という通念がある中で育った世代が、わが子が受けた保育を肯定的に評価する背景に、保育者との関係の中で不安等が解消され、“三歳児神話”に縛られていることから解放されていくことが、明らかとなった。保育経験による悪い影響の心配よりも良い影響を期待する記述が多く、また、認知面や身体的な側面の育ちよりも、他者との様々な関わりを経験することにより、社会生活の基盤となる情緒的・社会的な側面の育ちを期待する記述の方が多かった。
- 3 「親として保育を利用した経験」は「親として保育者と関わった経験」としても捉えられ、親とパートナーシップを組んで子育てを支える存在としての保育者の役割の大きさが示唆された。

キーワード：低年齢児からの保育 乳児保育の変遷 3歳児神話 保育経験 中・高生の保護者の意識 家庭支援システム

childcare for young children, changes in infant childcare, the myth of under 3 years old children, experience of childcare, consciousness of high school and junior high school student's parents, system of family support

I 本研究の目的

今日の日本社会において、保育のニーズは高く、少子化の進行にもかかわらず保育所入所を希望しても入所できない待機児が存在している。とりわけ、3歳未満児の入所児童数は増加し続けており、都市部を中心に待機児が多く発生している。保育所は、保育に欠ける乳児または幼児を対象としており、保育所制度発足当初（昭和20年代）から一定数の乳児（0歳児）が入所していたが、当初はその割合はごくわずかであり、一般的にも乳児保育そのものが否定的に捉えられていた。その後、女性の社会進出が拡大する一方で、いわゆる「三歳児神話」の影響を受けて、「三歳までは子育ては母親の手で」という声が社会全体に広まっていった。本研究では、こうした社会的な変化と通念が存在する中で育った世代が、親となり実際に子育てを経験する際にわが子が受けた保育を、現在振り返ってみてどのように捉えているかを検討することを目的とする。

そこで、まず乳児保育の制度的側面の流れと課題について明らかにした後、中高生をもつ保護者を対象とする質問紙調査により、保護者の低年齢児からの保育に対する意識を検討し、現代の育児支援・保育の果たしうる役割や展望について示唆を得ることとする。

II 乳児保育の制度化と発展経緯

1. 保育所入所乳児数の推移

保育所における0歳児の入所状況を見ると、昭和26（1951）年は入所児童数308人（入所率0.1%）であったが、昭和39（1964）年には1,014人（0.1%）となっている。この13年間に入所児童数は3倍以上に増加しているが、入所率は0.1%程度で推移している。昭和40（1965）年以降については、同年が1,286人（0.2%）、昭和50（1975）年：12,167人（0.7%）、昭和60（1985）年：24,608人（1.3%）のように入所数、入所率ともに一貫して増加傾向にある（社会福祉施設調査・厚生省）。平成に入ってからは乳児保育は一層普及してきており、平成15（2003）年では73,085人（3.8%）に達している。以上のように乳児期から保育所に入所する児童は増加傾向にある

が、この背景には核家族化や女性の社会進出の増大とともに、保育施策の拡充等の政策面の進展、保育所の選択利用制度化あるいは保育所利用に対する親の意識の変化、保育内容への信頼感の醸成等の意識面での変化も影響しているのではないかと考えられる。また最近の低年齢児に対する保育需要の増大は、都市部を中心に保育所入所待機問題を生じさせており、平成15（2003）年4月1日現在の待機児童数は約2万6千人を超え、そのうち低年齢児の割合は、全体の7割近く（うち0歳児は1割強）を占めるに至っている。

2. 乳児保育に対する国の考え方

乳児保育については、乳児の心身発達の未熟性や病気、事故等に対する抵抗力の脆弱性など、この時期の心身発達の特性からみて乳児は集団保育の場では順応できないのではないか、あるいは乳児期からの長時間または長期間にわたる母子分離が乳児の情緒不安を高め、自我の健全な発達を阻害するのではないかといった懸念があり、このことが乳児の集団保育に対する保護者や保育関係者の潜在的不安と消極的姿勢につながったという問題が指摘されている。一方、家庭や地域環境の変化、女性就労の増大等に伴い、乳児保育の需要が増加する状況において、保育所を利用できない子育て家庭では、子どもをベビーホテル等の劣悪な保育環境に預けることを余儀なくされ、子どもの福祉、生命が阻害されるような問題も生じていた。このような問題に対処するため、国として保育所を整備し仕事と子育ての両立支援を図ることが緊要な課題とされた。

国は、乳児保育に対してどのような見解を示していたのかについて、厚生省（現在は厚生労働省）に設置されている中央児童福祉審議会（現在は社会保障審議会）における答申または意見具申等から、その主な考え方の流れを見ると次のようなことがあげられる。

（1）中児審保育制度特別部会は保育問題について審議を行い、2次にわたり中間報告を取りまとめており、第一次中間報告は昭和38（1963）年に「保育問題をこう考える」という主題で、保育の原則論について提言している。その中で

の保育の原則の一つとして、「子どもの精神的、身体的発達にとっては、両親による愛情に満ちた家庭保育が最も必要であるので、健全で愛情の深い母親が子どもの第一の保育適格者であり、また適格者になるよう努力することが期待される」という考え方を示している。この他、保育方法の選択の自由と子どもの母親に保育される権利、家庭保育を守るために公的援助など、全体で7項目の保育の原則をあげている。この提言の背景には家庭保育の軽視と公的保育への責任転嫁等の社会風潮に対する警鐘の含意があったとされているが、このような育児思想は、その後昭和40(1965)年代まで審議会等の見解として引き継がれている。

(2) 昭和43(1968)年に中児審は、「保育所における乳児保育対策」について意見具申しており、次のような趣旨の提言を行っている。「2~3歳以下の乳幼児期においては、先ず家庭において保育されることが原則であり、それが不可能な場合においても親密で暖かい養護が与えられるよう待遇を手厚くする必要があることを基本原則とすべきである。このことは、母子の持続的な1対1の関係の中でこそ乳児の安定した情緒の発達が期待できるという理論によるものである」。また「職業を持つ女性にとって、仕事と家庭保育の両立は難しく、家庭保育のみに依存できない場合でも乳児の福祉が阻害されないように社会的に援助する必要が生じてくる。ここに保育所における乳児保育が積極的にとりあげられる所以があると思われる。」、さらに「乳児の身体発育、出産後の母親の健康面から見て、3ヶ月未満の乳児を保育所で受託することは原則として避けるべきである」と指摘している。この意見具申を受けて昭和44(1969)年に乳児保育特別対策が制度化されている。

(3) 昭和48(1973)年、中児審は「当面推進すべき児童福祉対策について」中間答申を出しておらず、その中で「保育需要が多様化する中で乳児保育に対する社会的要請は増大しつつあるが、乳児にとっては、その両親による家庭保育が最も望ましいという原則を再確認する必要がある。そのため保育所における乳児保育は、社会的経済的理由から真に必要な場合を中心とし

て特別対策の拡大を図るべきである」と指摘している。

(4) 昭和49(1974)年、中児審は「今後推進すべき児童福祉対策について」答申を行っており、この中で保育対策について「家庭での保育及び家庭外での保育の意義ならびにそれらの関連」に関する提言を行っている。「保育所等の家庭外での保育は、家庭での保育では充足し得ない意義と役割があり、集団活動への参加が可能な年齢に達した幼児に対しては参加の機会を与えることはその健全な人格形成のために望ましいことである。一方、乳幼児の情緒の安定、健全な人格形成のために固有の意義と役割を持つものとして家庭での保育は不可欠の要素、条件であり、親密で継続的な親子関係もしくは母子関係の樹立及びその維持を中心とする家庭の人間関係の安定が必要であることは、変動する社会情勢のなかにおいても変わることのない原則である」と述べている。また、「家庭内での保育は固有の意義、役割、分野を有し、とりわけ乳幼児期においては、その年齢が低いほど大きい比重を持っていることを保育に当たるものは、十分に認識する必要がある。育児休業制度の普及等により働く婦人の労働条件の改善を推進するとともに、家庭保育において母親が果たす役割の重要性を再認識し、母親が家庭において乳児等を保育できるよう、社会保障給付その他の制度を含めて総合的に検討されるべきである」と指摘している。また「この母親の役割については、婦人の一律的な家庭復帰を図ることを意味しているのではなく、児童福祉の観点から、乳幼児の立場を中心にしてその育成のために不可欠な母親及び家庭の役割を保障するためのものである」と述べている。

(5) 昭和63(1988)年、中児審は「今後の保育対策の推進について」意見具申を行っており、この中で乳児保育について次のような提言を行っている。「乳児保育に対するニーズが増加している一方、そのニーズに対する既存の保育所の受け入れ体制が必ずしも十分ではなく、また育児休業制度等の普及も不充分な状況の中で、ベビーホテル等劣悪な保育環境に置かれている乳幼児が少なくないが、このような状況は児童福祉の観点から看過することはできない。このた

め育児休業制度の普及を図る一方、現行の乳児保育対策の見直しを行い、経済的・社会的事由により保育に欠ける乳児に対して、適切な乳児保育が確保できる方策を検討すべきである。また乳児保育は乳児の生命の安全の保障と心身の順調な発達を保障するために設備及び乳児保育を担当する保母の安定的な配置など、適切な受入体制のもとで実施すべきである。」としている。この意見具申以後は中児審において乳児保育に特化した提言は見られない。

(6) 平成2(1990)年、中児審は「保育所保育指針について」意見具申しており、その見直し事項の一つとして低年齢児に対する保育の内容がそれまでの保育指針よりも細分化されている。またこの保育指針は、平成11(1999)年に再改訂され翌年から施行されているが、その中で産休明け乳児の入所が増加してきたことなどに対応して低月齢児の保育内容の充実が図られている。特に、乳児保育において特定の大人との関係や家庭との協力の重要性などが示された。

(7) 平成9(1997)年、中児審基本問題部会は「少子社会にふさわしい保育システム」について中間報告を出しており、その中で子育てをめぐる状況の変化について次のような指摘を行っている。「子どもにとって最善の子育てとは、それぞれの子どもの育成段階に最適の養育をすることであり、そのための多様な選択肢が用意され、子育ての責任者が、その子に最も適している方法を選ぶシステムが優れているものと考えられる。乳幼児期においては、養育に当たる者が子どもに豊かな愛情をもって接することにより、子どもに対し自分が受け入れられているという安心感を与えることが発達上不可欠であり、情操、知識欲を育てることになる。」と指摘している。

3. 乳児保育の制度化と進展経緯

保育所に乳児を受け入れることは保育所制度が発足した当初から先駆的な施設で行われていたが、国の制度として乳児保育特別対策が創設されたのは、保育所制度が発足してから20年余りが経過した昭和44年である。当初、家庭保育優先論が社会的に浸透している状況におい

て乳児保育を制度化するためには慎重な対応が求められ、その制度化に際しての基本的な保育体制・方法として次のような基準が示された。

例えば、乳児の生命の安全を確保すること、乳児との個別的な人間関係を通じて情緒的発達を促進するような時間を確保できる保育者数を配置すること、保育者を援助する医師、保健婦(保健師)等を配置し、乳児の心身発達の特性に応じた設備、遊具等を整備して集団保育体制を充実すること、家庭保育と密接に連携し、そのためには保護者への指導を充実することなどの条件が提示された。具体的には、保育所は都市またはその周辺で乳児保育の必要の多い地域に設置されていること、家庭の所得階層がC階層(所得税非課税世帯)以下に属する乳児が9人以上入所していること、児童福祉施設最低基準に規定する設備のほかに、乳児室及びほふく室の面積が合わせて乳児1人につき5m²以上あり、保健室、調乳室及び沐浴室を設けていること、保母数は乳児3人につき1人とし、保母のうち1人は保健婦(保健師)または看護婦(看護師)を充てることなどの基準が設定された。制度発足時の乳児保育特別対策の実績は実施保育所15か所、入所児童208人であった。以上のような要件を満たす保育所を特別対策の対象としたが、予算的な制約や乳児保育への慎重論等から、低所得層の乳児に対する対象を制限しているという矛盾をはらんでいた。

このように乳児保育は真に経済的・社会的にやむを得ない家庭の乳児の保育を行うことから出発し、その後、平成元(1989)年度にその対象が全階層の家庭の乳児に拡大されている。予算上の制約があったとはいえ、親の所得の違いにより特別対策の対象を区別することに対する矛盾が指摘されていたが、その背景には当時は乳児保育を一般対策として拡大することに対する社会一般の消極的な認識があったことも否定できない。平成元(1989)年の改正により乳児保育を実施する保育所については、乳児3人に1人の保母を配置するとともに、従来の基準に加えて乳児保育に経験を有する保母(保育所保育の経験が3年以上あり、その期間中に1年以上乳児の集団保育に従事した者)を1人配置することが要件とされた。乳児保育は平成元(1990)

年度以降、補助制度の改正や仕組みの弾力化が図られ、平成7（1995）年度には産休・育休明け入所予約モデル事業（本事業は平成12（2000）年度に乳児保育促進等事業に再編）が実施されている。このような経過をたどり、乳児保育は平成10（1998）年度に一般化され、待機児童の解消を図るため、乳児をどの保育所でも受け入れられるよう乳児の保母定数を児童福祉施設最低基準上6：1から3：1に改めることとし、それまでの指定保育所制度が廃止されている。なお、平成10（1998）年に保母の名称が保育士に改正されており、これ以後は保母の名称は保育士と称することになった（本文においても年代に応じて名称を使い分けている）。

乳児保育は昭和40（1965）年代までは消極的な見解も見られたが、社会状況の変化の中で次第に積極的に推進する方向へと変化してきた。この間、保育所の対応体制や保育関連の制度、資源が十分に整備されていない状況の中で、保育現場の努力や工夫によって保育の内容の充実が図られてきたのである。

4. 低年齢児保育の現状と課題

低年齢児の特性を配慮したあるいは低年齢児保育の需要に即した最近の施策として次のような事業があげられる。

①「乳児保育促進事業」：特別保育事業として実施されており、この事業は保育所において安定的に乳児保育が実施できるよう、年度当初から保育士を配置する経費を補助するものである。産休明け保育など年度途中入所に対応する施策であり、現在は補助対象が民営保育所に重点化されている。

②「保育所への入所円滑化対策」：入所を円滑化する措置として、保護者が産後休暇及び育児休業終了後に就業するに際して、その子どもが保育所に円滑に入所できるように配慮している。

③小規模保育所の設置運営：施設の設置要件として3歳未満児の入所割合が定められている。

④「家庭的保育等事業」：応急的入所待機対策として、保育者の居宅で少人数の低年齢児の

保育を行う事業（家庭的保育事業）及び保育所等が保育者に対し相談・指導を行う等の連携を図る事業（家庭的保育支援事業）から構成されている。

⑤特定保育事業：入所要件として主として3歳未満児の保育を目的として制度化された。

これらのほか、待機児童対策として待機児童ゼロ作戦や新エンゼルプラン等において低年齢児保育の推進が図られている。低年齢児保育に関しては、保育所以外の受皿が限定されていることから、必然的に家庭養育や認可外保育施設、在宅保育サービスに依拠せざるを得ない現実がある。

保育施策のうち、乳児保育に焦点を合わせた制度についてその概要を述べてきたが、家庭養育か、保育所保育かという二者択一的な発想ではなく、子育て家庭と保育所がパートナーシップのもとに進めていくことや、次世代育成支援の観点から地域全体の様々な保育資源をコーディネートするなどして地域全体の子育て力を高めていくことが肝要である。

III 中・高生をもつ保護者の意識調査

1. 調査の方法

保護者の保育に対する考え方、評価は保護者自身の保育経験や子どもを預けた経験の有無等により多様であると考えられる。これをふまえて、以下の対象および手続きにより、質問紙による調査を行った。なお、この調査は平成13・14・15年度厚生労働科学研究「保育が子どもの発達に及ぼす影響に関する研究」の一環として実施されたものであり、「結果」の（1）～（4）までのデータおよびその分析は、平成15年度研究報告書に基づいて述べたものである。

（1）調査対象

サンプル①：A市（地方都市）の中学校3校（いずれも国公立）・高等学校4校（公立2校・私立2校）に在学する生徒の保護者2007名（回収率73.8%）。

サンプル②：長年にわたり乳児保育を実施している私立保育園（地方都市3市の計7園）の卒園生（調査時の年齢は12～24歳）の保護者256名（回収率23.6%）。各協力保育園の卒園

者名簿をもとに、平成2年度～平成7年度の卒園生（調査時において中学1年生から高校3年生）を抽出した。ただし、使用した卒園者名簿の年度が異なっていたことなどから、結果的に大学生など中学生・高校生相当の年齢になかった者も対象に含まれたため、調査時点で中学生・高校生の保護者であったのは、そのうち108名であった。

本研究では、サンプル①とサンプル②の中学生・高校生の保護者計2115名を対象に分析を行った。ただし、自由記述による回答が得られた質問項目については、サンプル①とサンプル②の全ての保護者（計2263名）の回答を分析の対象とした。なお、サンプル①および②の計4市は、それぞれ異なる地域にある都市である。

(2) 調査時期 2002年11月～2002年12月

(3) 調査手続き

子ども調査用・保護者調査用質問紙を作成した（ただし、本研究では子ども調査用質問紙については主要な分析の対象外とする）。いずれも無記名回答だが、保護者と子どものペアを識別するため表紙に番号をつけ、同じ番号の質問紙を1部ずつペアにして封入した「質問紙セット」を用意した。サンプル①については、この「質問紙セット」を各学校で配布し、子ども調査を一斉に実施した後、残った保護者調査用質問紙を生徒に家庭へ持ち帰ってもらい、保護者に回答を求めた。回収は、質問紙に回答した保護者自身が回収用封筒に入れて封をした上で、生徒が学校に持参するという方法で行った。また、サンプル②については、自宅宛にサンプル①と同様の「質問紙セット」を郵送し、保護者・子どもがそれぞれ記入後に別々の回収用封筒に入れ、協力保育園宛に返送するよう求めた。

(4) 調査内容

本研究において分析の対象とする保護者調査用質問紙の主な内容は、以下の通りである（質問紙中、本研究における分析の対象外とした項目については割愛した）。

<子どもおよび子育てについて>

1.保育所に通わせることについての意識（入園当初・入園して1年たった頃・卒園する

頃）(4件法)

2.幼稚園に通わせることについての意識（入園当初・入園して1年たった頃・卒園する頃）(4件法)

<保護者自身について>

0.プロフィール (①年齢 ②性別)

1.乳幼児期における保育経験 (どのような保育を何歳から経験したか)

2.乳幼児期における母親の就労 (就労の有無と就労開始時期)

3.保育経験についての認知 (4件法)

- ・保育経験の評価 (保育園や幼稚園は楽しかったか、行ってよかったと思うか)
- ・保育者との関係性についての認知 (保育者との関係性において、信頼感・安心感を感じられたか)

4.仕事と子育てについての認知：性役割観 (女性および男性が子育てをしながら仕事をすることについての意識) (4件法)

5.保育についての一般意識 (子どもが保育園に通うことについて、特に低年齢から通うことについての評価) (4件法)

また、<子どもおよび子育てについて>の「1.保育所に通わせることについての意識」および「2.幼稚園に通わせることについての意識」においては、自由記述による回答も求めた。その内容は以下の通りである。

入園当初・卒園する頃それぞれの時期において、

- ・保育所、幼稚園に通わせることによって、子どもの発達に悪い影響があるのではないかと心配した具体例
- ・保育所、幼稚園に通わせることによって、子どもの発達に良い影響があるのではないかと期待した具体例

なお、質問項目の具体的な内容の一部を、表1に示す。

表1 保護者用質問紙の項目（一部抜粋）

<子どもおよび子育てについて>	
○保育所に通わせることについての意識	
1) 保育園を信頼することができた。	
2) 保育園の先生を信頼することができた。	
3) 子どもと離れることに不安を感じていた。	
4) 子どもと離れることで、気持ちをリフレッシュすることができた。	
5) 子どもを保育園に通わせることに対して、うしろめたい気持ちがしていた。等	
<保護者自身について>	
○保育者との関係性についての認知	
1) 保育園や幼稚園の先生と一緒にいると楽しかった。	
2) 保育園や幼稚園の先生と一緒にいたいと思っていた。	
3) 保育園や幼稚園の先生は私の気持ちをわかつてくれなかった。（＊）	
4) 保育園や幼稚園の先生の行動は予測がつかなくてこわかった。（＊）	
5) 保育園や幼稚園の先生と一緒にいると安心できた。等	

※選択肢はいずれも「あてはまらない」「あまりあてはまらない」「ややあてはまる」「あてはまる」の4件法

※（＊）は逆転項目

2. 調査の結果

（1）サンプルの特徴

サンプル①と②の中高生の保護者の特徴であるが、まず、子どもとの続柄は、全体のおよそ9割が母親であった。また、保護者全体の平均年齢は43.6歳（SD=4.2；レンジ24～76歳）であり、中学生・高校生以外の子どもを持つ保護者も含めた場合（サンプル①とサンプル②の全ての保護者計2263名）の平均年齢は、44.1歳（SD=3.5 レンジ24～76歳）であった。本研究における回答者は、40代（特に前半）の母親が中心と言える。この年齢層の就学前の時期は昭和39（1964）年から昭和45（1970）年ごろ

であり、女性の社会進出が進展した時期を背景としている。次に、保護者自身の保育経験は、3歳から保育所に入所した者が最も多く、次いで多かったのは幼稚園であった。3歳より前の低年齢のうちから保育所に入所していた者は合計で52名と少なく、特に0歳児から保育所での保育を受けていたのは9名で、全体の約0.4%とごくわずかであった。一方で、保護者の母親の就労時期については、0歳から就労していた群が割合として最も多く、低年齢時より家庭において母親以外からの養育を受けた経験を持つ者が少なくなかったことが推察される。

一方、同じサンプルにおける中学生・高校生の親子のデータがペアでそろっている2091名について、子どもの保育経験（すなわち、保護者用質問紙調査の回答者が親として利用した保育経験）を分類すると、「0歳から保育所入所」が91名（4.4%）、「1歳～3歳になる前に保育所入所」が176名（8.5%）、「3歳から保育所入所」が438名（21.1%）、「保育所（入所時期不明）」が60名（2.9%）、「幼稚園」が985名（47.5%）、「保育園と幼稚園の両方」が238名（11.5%）、その他87名（4.2%）、無記入16名であった。保護者自身の保育経験と比較して、3歳未満の低年齢時、特に乳児期から保育を経験している子どもの割合が大きく増加していることが特徴としてあげられる。

（2）尺度の構成と合成得点

先に述べた質問項目<保護者自身について>のうち、4件法による回答を求めたものについて、各項目の得点を合計（逆転項目については得点を反転した上で合計）した合成得点を算出した。また、因子分析（主成分解・プロマックス回転）を行った結果から解釈して、「仕事と子育てについての認知」から「三歳児神話の肯定」を、「保育についての一般的意識」から「低年齢児保育の肯定」と「保育所保育の肯定」を、それぞれ下位尺度として取り上げ、合成得点を算出した。

「三歳児神話の肯定」尺度は、「3歳までは女性は子育てに専念すべきである」といういわゆる“三歳児神話”を表す4項目からなる。一方、「低年齢児保育の肯定」尺度は、0歳から3歳未

満ごろまでに保育を経験することについての評価（4項目）「保育所保育の肯定」尺度は保育所に子どもを通わせるということについての全般的評価（3項目）を表している項目により構成されている。

以上により、以下の5つの合成得点がそれぞれ算出された。

- ①保護者自身の保育経験に対する肯定的評価
- ②保育者との関係の安定性
- ③三歳児神話の肯定
- ④低年齢児保育の肯定
- ⑤保育所保育の肯定的評価

（3）保護者自身の保育経験と現在の保育・子育てに対する意識

前述した合成得点について、Pearsonの積率相関係数を算出した。「保護者自身の保育経験に対する肯定的評価」と「保育者との関係の安定性」との間には比較的高い正の相関が見られた（ $r=.62$, $p<.0001$ ）。すなわち、既に成人している調査時点における自身の「保育園（幼稚園）が楽しかった」という認知には、保育者といふと楽しかった、安心できたといった保育者との安定した関係性の認知が関連していると捉えられる。しかし、「保護者自身の保育経験に対する肯定的評価」と現在の「低年齢児保育の肯定」「保育所保育の肯定的評価」との間には、それぞれ有意な相関は見られなかった（ $r=.12$, $r=.14$ ）。同様に、「三歳児神話の肯定」についても、自身の保育経験との有意な関連は見られなかった（ $r=.05$, $r=-.08$ ）。

さらに、保護者自身の乳幼児期における保育経験について、a) 1～3歳前から保育所入所（43名）、b) 3歳から保育所入所（92名）、c) 幼稚園（779名）の3群の比較を行った。前述した①～⑤の合成得点を従属変数とし、保育経験（a～cの3水準）による一元配置の分散分析を行い、多重比較においてはSheffeの方法およびTukeyの方法を用いた。その結果、「保育所保育の肯定的評価」についてのみ、有意な差（ $F(2, 1608) = 29.62$; $p<.0001$ ）が見られ、3歳から保育所>幼稚園という結果が得られた。しかし、他の変数については全体として有意な差異を示す結果は得られなかった。

（4）子どもの保育経験と保護者の現在の保育・子育てに対する意識

次に、子どもの保育経験（親として保育を利用した経験）への信頼と①および③～⑤の合成得点について、前節と同様に相関係数を算出した。子どもの入園当初・1年たった頃、卒園時における保育所への信頼と、「保育所保育への肯定的評価」との間に、やや高い正の相関が見られた（ $r=.33$, $.41$, $.41$, $p>.0001$ ）。一方で、幼稚園への信頼との間にはそうした関連はなく（ $r=.09$, $.10$, $.07$ ）、実際に保育所を利用し、その保育に対する信頼が高かったことにより、保育所保育に対する一般的評価が高まった可能性のあることが示唆された。

また、保護者が親として子どもを通わせた保育について、親子のデータがペアでそろっている2091名のうち、a) 0歳から保育所入所（91名）、b) 1～3歳前から保育所入所（176名）、c) 3歳から保育所入所（438名）、d) 幼稚園（985名）の4群の差異を比較した。

前節と同様①～⑤の合成得点を従属変数とし、保育経験（a～cの3水準）による一元配置の分散分析を行い、多重比較においてはSheffeの方法およびTukeyの方法を用いた。「保護者自身の保育経験に対する肯定的評価」「（保護者自身の）保育者との関係の安定性」においては有意な差異は見られなかった。しかし、「三歳児神話の肯定」については幼稚園>3歳から保育所>1～3歳前から保育所・0歳から保育所（ $F(3, 1624) = 29.05$; $p<.0001$ ）、「低年齢児保育の肯定」については0歳から保育所>1～3歳前から保育所>3歳から保育所>幼稚園（ $F(3, 1506) = 63.16$; $p<.0001$ ）、「保育所保育の肯定的評価」については0歳から保育所・1～3歳前から保育所・3歳から保育所>幼稚園（ $F(3, 1556) = 66.24$; $p<.0001$ ）という有意差が見られた。

以上より、保護者自身の保育経験に対する評価と、子どもの保育（親として利用した保育）への信頼・保育所保育への一般的評価・就労や子育てに関する意識との間には、あまり関連が見られず、またこれらについて自身の保育経験の違いによる差異もほとんど見られなかった。一方、親として利用した保育経験については、

表2 保護者調査における自由記述一カテゴリ別の内容と書き込み数
 ①悪い影響について心配したこと

側面	主な記述内容	保育所・0歳～入所		保育所・1～3歳前入所		保育所・3歳以降入所		幼稚園	
		当初	卒園時	当初	卒園時	当初	卒園時	当初	卒園時
親子関係	愛情不足	11	2	9	1	6	0	0	0
	愛情を注ぐ時間がない								
	親子関係が希薄になる								
	スキンシップ不足								
	親子が接する時間が短い								
子どもの情緒・性格	さみしい思いをさせる	0	3	6	1	2	0	6	2
	子どもが不安に思う								
	情緒不安定								
	心理面での悪影響								
	早期からの保育								
社会的側面 (友達関係・問題行動)	いじめ・暴力等(他の子どもにたたかれる、など)	2	0	6	3	10	0	28	3
	集団生活に慣れるか								
	言葉遣いが悪くなる								
	病気がうつりやすい								
	子どもの発育への悪影響								
一般的な懸念	保育の質への不安等(子どもに対する接し方に疑問を感じる先生もいた、など)	2	0	2	2	2	2	1	7
	小さい時は家庭で育てるべき(3歳までは家庭で育てた方が気持ちが安定する、など)								

②良い影響について期待したこと

側面	主な記述内容	保育所・0歳～入所		保育所・1～3歳前入所		保育所・3歳以降入所		幼稚園	
		当初	卒園時	当初	卒園時	当初	卒園時	当初	卒園時
親子関係	親自身への効果(子育てについて客観性が養われる、育児の相談相手ができる、など)	2	0	10	4	10	2	20	6
	足りないところを補ってもらえる(家庭だけではできないことをしたり教えてもらえる)								
子どもの情緒・性格	協調性	11	20	39	26	65	34	217	105
	社会性								
	自己主張・表現								
	やさしさ								
	社交性								
	友達との協力								
	人見知り								
	競争心								
	積極性								
	自立心								
社会的側面 (友達関係・集団や社会への適応)	思いやり								
	友達とのかかわり・友人関係	24	25	76	35	177	63	391	149
	様々な経験・体験								
	規則を守る								
	ルールの習得								
	しつけ								
	集団生活・団体生活								
	行動(団体行動、行動の拡大、など)								
知識的側面	善惡の区別								
	我慢								
	言葉・言語								
身体的側面・保健	友達や他者とのコミュニケーション	0	2	6	7	9	1	30	27
	知能・知恵の発達								
身体的側面・保健	体(健全な身体、体力の増加、など)	2	0	5	4	5	6	8	8
	運動能力								

生活面	生活習慣(トイレ・食事など)	6	2	11	3	11	13	13	5
	食べ物(好き嫌いがなくなる、など)								
	生活リズム(早寝早起き、食事の時間、など)								

総サンプル数	134	249	497	999
--------	-----	-----	-----	-----

表3

子どもを保育園に通わせたことについての思い出（抜粋）	
(事例1)	朝預けて仕事に行く際、泣かれてしまい、親も泣きながら仕事に向かった。保母さんが「だいじょうぶ、お母さんは仕事にいって下さい」と声かけしてくれ、子供を抱いてくれた事、本当に今でもうれしかったです。
(事例2)	一時期、保育園への登園をイヤがった時期がありました。その原因がわからなかつて悩んでいた時、保母さんのアドバイスで克服できました。親だけでは決してわからなかつたことをキチンと指摘してください、「さすが」と思ったことがあります。
(事例3)	子ども本位の頼りになる保育園でした。子どもが他の子どもと違つていて悩んでいた時も、「個性の一つ」だと励まし、力づけていただきました。現在も仕事を続けていますが、良い保育園に恵まれたお陰だと感謝しております。
(事例4)	新卒で仕事を持つてから、3人の子どもを育てながら、ずっと仕事を続けてきました。自分の仕事の内容に誇りを持てなかつた時期があり、その頃は子どもに対しても後ろめたい気持ちがありました。でも、今思うと、その頃も母親以外の人々との関わりは子どもたちの成長にとても大きな良い影響があったと思います。
(事例5)	初めて、子どもを預けて働くときは、不安や心配で仕事をやめて…と考えたこともあったが、生活になればなり、しばらくすると、子どもといふる時間は力いっぱいたくさん触れ合うという気持ちになり、かえって、生活にめりはりが出来てよかったです。もし、ずっと一緒だったらつかれたり、イライラしたりと、マイナス部分もたくさん出たのでは…と考えます。
(事例6)	二人目の子がお腹に居る時、上の子が赤ちゃん返りをしたのですが、その時々の保育園の先生のアドバイスは、私にとってとても信頼出来るものでした。保育園は親と一緒に子供を育ててくれましたし、私という母親も育ててくれた様に思います。
(事例7)	保育園には大変お世話になりました。自営業の為、小さい我子にストレスがたまつた時に入園を進められ、親子とも助かった思いがしました。たしかに、幼い頃に通わせるのには抵抗がありましたが、元気よく通う姿を見て安心しました。
(事例8)	息子の発育上の問題が多々あり、あまり夫の協力が得られず、孤立奮闘していた時、義母、保育園の先生方、お母さん方からの励ましの言葉が私の気持ちの支えとなりました。特に卒園式の時、園長先生より”努力しましたね”のねぎらいの声をかけていただいた事。その後、街中でお会いする度に息子の様子をおたずねいただきました。
(事例9)	アトピーのひどい子どもでした。保育所の方から、給食も別立てで対応してみましょうといわれ、献立を見ながら家で準備できそうなおかずは持たせ、保育所では、油やみそや牛乳やおやつも工夫してくださいました。一緒にがんばれたという感じで、1年後には、牛乳のみを止め、小学校に入る頃には、他の友達と同じ食事内容になりました。担任の先生だけでなく、園長先生や他の先生方、栄養士や調理の方々に協力してもらえてよかったです。
(事例10)	仕事の関係で0歳から小学校入学までの間、保育園にお世話になりました。初めの頃は、お願いした後、勤務先までの車の中で泣いたり、仕事中に思い出して落ち着かなかつたり…。入園時、園長さんの「我々保育者はお母さんが子どもに接するよりも多くの時間を過ごすので、お母さんの気持ちを受け止め、責任をもつて努力します」という言葉が忘れられない。集団生活を早くから経験し、いい意味での協調性が養われたと思う。
(事例11)	上の子を0歳から預けた経験があります。子どもを迎えに行っても当番の保育者が固まって話こんでいて、子ども達に目を配る（気配り）事をしない。感情のおもむくまま、子どもをしきり、上司が見ていないと叩くこともあります。子どもは萎縮し、園に行きたくないと言い出しました。
(事例12)	おとなしい子で目立たない子に目を行き届かせて下さる先生が少ない。
(事例13)	共かせぎのため、0歳の時から保育園に預け、保育園には大変お世話になりました。私にとって子どもべつたりの生活よりも、仕事をする事によって育児のストレスを発散できた様です。子どもにとっては良かったのかどうか？やはり寂しい思いをさせたのかと思う事はあります。中学になってから保育園でのさびしかった事、つらかった事など、ポツリと話す事があって、胸をつかれる事があります。
(事例14)	保育園の先生には本当にお世話になったと、今でも感謝の気持ちがあります。仕事をしていると、自分に余裕がなく（時間的にも、心にも）子どもに対してゆったりとした愛情がかけられなかったが、保育園の先生方は広い心で受け入れてください、子育てもベテランなので、いろいろと教わることがありました。子どもも中学生になった今でも、保育園の先生のことは忘れずに慕っています。先生方の愛情に育てられたと感謝しています。しかし、仕事に追われず、ゆったりと子育てをすることが出来たらよかったですと、とても心残りです。

保育所への信頼と保育所保育への一般的評価の間に正の相関があり（幼稚園の場合には有意な相関は見られなかった）、さらに幼稚園よりも保育所を利用した場合（特に子どもがより低年齢のうちから利用した場合）の方が、三歳児神話を肯定する意識が低く、保育所保育を肯定する意識および低年齢児から保育を経験することへの肯定的な認識を持っていることが示された。

のことから、保護者の保育所保育についての認識や就労と子育てについての意識の形成には、自身がどのような保育を経験したかということよりも、親としてどのように保育を利用し評価してきたかということの効果が大きいことが推測される。同時に、現在の中高生が経験した保育は、保護者から肯定的な評価を得ていることが示唆されたと言えよう。

(5) 保育を利用した経験と保護者の意識—自由記述に見られる傾向と事例

前節までに示された一連の調査結果をふまえた上で、親として保育を利用する際の保護者の期待や不安、また子どもの保育経験を通じどのようにして現在の保育や子育て・就労への意識が形成されたのかといったことを、より具体的に把握するために、前述した質問項目における自由記述回答について、その内容を分析する。

前述した質問項目への自由記述回答について、多くあげられていた内容をカテゴリにまとめ、入園当初・卒園する頃における各カテゴリの記述数を子どもの保育経験別（保育所－0歳から入所・1～3歳前に入所・3歳以降に入所、幼稚園）に示した（表2）。任意の自由記述による回答のため、書き込まれた数そのものを単純に比較検討することはできないが、より具体的な保護者の意識の全体的あるいは保育利用経験ごとの傾向を捉える手がかりとして、以下にその特徴を述べる。

①保育所・幼稚園ともに共通しているもの

保育経験による悪い影響を心配する内容よりも良い影響を期待する記述が多く、また、認知面や身体的な側面の育ちよりも、他者（主に友達）との様々な関わりを経験することにより、社会生活の基盤となる情緒的・社会的な側面が育まれることを期待する記述の方が多かった。

さらに、卒園時に期待することとして、小学校入学への準備があり、その内容は集団生活・学習の両面であった。

②保育経験によって記述内容の傾向に違いが見られたもの

幼稚園群では、「認知的側面」へ期待する記述が保育所群よりも多く見られた。また、「幼稚園に行っていた子どもとの就学後の差異（学力・幼稚園からの友達と話題を共有できないことによる疎外感など）」を心配したという記述が、保育所群の回答には見受けられた。保育所・幼稚園とともに、集団生活を通じてその後の認知・社会的発達の基礎を形成し、就学に備える場として保護者から期待されている一方で、「幼児教育」という役割を意識していることが推察される。

一方、低年齢児からの保育所入所群に見られた特徴に、入園当初心配したこととして、愛情やスキンシップの不足など親子関係に関する内容が、3歳以降の保育所入所群や幼稚園群と比較して多かった。しかし、卒園時にはこうした記述が見られなくなることから、保育を経験する中で子どもの変化や保育者との関わりを通して、次第に解消していくことを示唆している。

また、保護者の気持ちや意識の変化していく様子は、保護者調査用質問紙の最後に設けられた「保育園や幼稚園での出来事や、先生との思い出があったらお書き下さい」という質問項目に対する回答としてあげられたエピソード（一部抜粋したものを表3に示す）にも示されている。事例に多く共通しているのは、早期からわが子を預けることに対する不安やつらさ、仕事の同僚など周囲に対する気兼ね、相談相手や援助してくれる人がいない（少ない）中での子育てのストレスなどが、保育所での子どもの育ちに対する喜びはもちろんあるが、それだけでなく保育者のあたたかい言葉や関わりによって救われたという、「保護者自身が保育者によって支えられた」経験である。

一方、事例11、12に示されているように、保育者の子どもや保護者への不適切な対応により、「心身ともに傷ついた」という体験も少數ではあるが、注目しておかなければならない。

さらに、事例 13、14 に示されているように、保育者の対応に支えられ、保育者へ感謝の念を抱いているが、低年齢からの保育が子どもにとってどうだったのかと改めて考え、親として揺れ動く状況が示されている。

子どもが中高生やそれ以上の年齢になった現在でも具体的なエピソードとして保育者の言動が語られていることからも、その印象の深さが伺われるだろう。「親として保育を利用した経験」は「親として保育者と関わった（接した）経験」としても捉えられ、親を支える存在としての保育者の役割の長期にわたる影響の大きさが示唆されたと考えられる。

IV まとめと今後の課題

1. 保護者による保育に対する意識の概要

Ⅲで示したように、本研究の基盤となった平成 13・14・15 年度厚生労働科学研究「保育が子どもの発達に及ぼす影響に関する研究」の分析の結果、保護者自身の保育経験は、就労と子育ての両立についての認識や性役割観、保育の評価とほとんど関連が見られない。しかし、「子どもの保護者として保育を利用した経験」からは、子どもを 3 歳未満から保育所に通わせた群は、3 歳以降に保育所に通わせた群および 3 歳以降に幼稚園に通わせた群よりも、「三歳児神話」を肯定する意識が低いことが示された。

また、子どもを保育所に通わせた群は、幼稚園に通わせた群に比べて、保育所保育を肯定する意識が高くみられた。さらに、子どもの保育所保育の開始時期が早い群ほど、低年齢児（3 歳未満）から保育を経験することについて肯定的な認識を持っている。

その結果、保護者（子育てをしている成人期）の保育への意識は、保護者自身の保育経験ではなく、親として保育を利用した経験が影響することが示唆され、就労と子育ての両立を価値あるものと捉え、保育を肯定的に評価する態度から、保育サービスが、一定の高い評価を得ていることを表していると考えられる。

2. 保護者調査自由記述分析から

我が子が保育所を卒園後、7 年以上経過し中高生やそれ以上の年齢になった現在でも保護者が具体的なエピソードとして、保育者の言動に

ついて語られていることは、保育者の及ぼす影響力の大きさを提示していると言えるだろう。子どもと保護者への温かく、具体的な支援は長年にわたって心に残る。同時に、少数であっても子ども一人一人を人間として尊重し、権利の主体者として認め、適切な対応がなされない場合、心の傷として残ることも示唆された。子どもを低年齢から保育所に託すことについて、様々な思いに揺れ動く保護者を支える存在としての保育者の役割は大きい。すなわち、「親として保育を利用した経験」は「親として保育者と関わった（接した）経験」としても捉えられ、親とパートナーシップを組んで子育てを支える存在としての保育者の役割の大きさが示唆されたと考えられる。

周知のように、保育士資格が任用資格から国家資格となり、2003 年（平成 15 年）より施行されている児童福祉法第 18 条に、保育士の業として「専門的知識及び技術をもって児童の保育と保護者に対する保育に関する指導を行う」ことが明記された。これに先立つ平成 12 年施行の保育所保育指針の総則「保育の方法」には、保育士の言動が子どもに大きな影響を与えることから人間性と専門性の向上に努める必要性が述べられている。

保護者の自由記述の内容から、本研究の基盤となった平成 13・14・15 年度厚生労働科学研究「保育が子どもの発達に及ぼす影響に関する研究」の分析で保育者の資質・専門性として重要なファクターとされる敏感性や応答性とはいかなるものかの検討が、大きな課題であることが、改めて示されたと言える。

3 今後の課題

Ⅱで示したように、我が国の乳児保育制度・施策が、子育てをめぐる社会状況の変化や子どもの発達についての科学的発明により、その対象を低所得者など一部の層に限定した施策から、積極的に推進する方向へと変わり、特別保育事業から一般的事業への転換がなされてきた過程が明らかとなった。一方、「三歳までは母親の手で子育てをしないと大変なことになる・母親として望ましくない」という通念が存在する中で育った世代が、親となり実際にわが子が受けた保育を肯定的に評価する背景に、保育者

との関係の中で保護者の不安等が解消され、“三歳児神話”に縛られていることから解放されていくことが、具体的な記述から浮かびあがってきた。

本研究で明らかになつた保育者の子育て支援への寄与する力を、育児機能の低下と少子化傾向に歯止めがかからない今日、次世代育成支援対策推進法、総合施設構想と次々と出される新たな動きの中で、保育所等施設での保育を受けている保護者はもちろん、家庭で子育て中の保護者に対しても、生かしていくことが求められる。子どもをもつ家庭や将来子どもをもとうとする家庭にとって、地域の中に多様な居場所が確保され、親だけが孤立感や不安感を増大することなく生活できる環境の確保が急務であろう。その際、低年齢児保育の蓄積のある保育所が、保育に対する地域からの信頼を得ることにより、低年齢児からの保育を含め、子育て支援の核になっていくことを地域から要請されるであろう。

次世代育成支援の観点から、多様なサービスメニューが地域内で用意され、それぞれの子育て家庭に即したサービスを選択利用できるシステムが構築されることが肝要である。現在は保育所制度が他の施策で代替することができないほど地域に普及定着し、かつ実効性のあるシステムであることから、乳幼児の保育に大きな役割を担っている。今後、子どもの最善の利益を考慮した保育のあり方・就学前の保育・教育の基本とともに、保護者の保育に対する不安や心配を解消する家庭支援のあり方について、保育者の人間性・専門性の観点からさらに実践と研究の蓄積が必要である。

参考文献

- ①「保育が子どもの発達に及ぼす影響に関する研究」
平成13・14・15年度厚生労働科学研究報告書
2002.2003.2004年
- ②戦後保育所の歴史……全国社会福祉協議会
1977年
- ③児童福祉三十年の歩み……厚生省児童家庭局編
1978年
- ④現代保育論考……五島貞次著 日本児童手当協会
1985年
- ⑤保育年報……全国社会福祉協議会
1987年 2004年
- ⑦少子時代の保育園 上……中央法規出版
1991年
- ⑧利用しやすい保育所を目指して 厚生省児童家庭局
1994年
- ⑩保育所保育指針の解説……日本保育協会
1999年
- ⑪保育所運営ハンドブック 平成15年度版 中央法規出版
2003年
- ⑫改訂保育所運営マニュアル 中央法規出版
2004年